

平成29年第4回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成29年 11月 2日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成29年 11月 2日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 9番 前田 芳樹 議員 10番 平田 文夫 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	定住対策課長	鳥井 登
副町長	大庭 孝久	農林水産課長	佐々木 千明
教育長	村尾 秀信	上下水道課長補佐	増本 直行
総務課長	八幡 哲	技術管理室長	大西 洋二
会計管理者	池田 賢一	大規模事業課長	河北 尚夫
企画財政課長	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	藤木 正英	生涯学習課長	中林 眞
町民課長	名越 玲子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	長田 栄	五箇支所長補佐	村上 克樹
保健課長	平田 芳春	都万支所長	佐々木 義直
環境課長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観光課長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 中村恵美子

1. 町長提出議案の題目

承認第 15 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

承認第 16 号 工事請負変更契約の締結〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕の専決処分について

議 第 92 号 工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その1) 工事〕

議 第 93 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町滞在型宿泊施設及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕

議 第 94 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町宿泊研修施設及び隠岐の島町簡易宿泊施設〕

議 第 95 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町交流宿泊施設〕

議 第 96 号 指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 29 年第 4 回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により、9 番：前田芳樹議員、10 番：平田文夫議員を指名いたします。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日 程 第 3. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第15号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」から、議第96号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕」までの7件を一括して議題とします。

日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

おはようございます。

本日、「平成29年第4回隠岐の島町臨時議会」を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

10月には珍しい秋の台風が相次いで発生し、その進路動向に心配をする日々でございましたが、本町におきましてはその都度、進路が逸れる状況にあり安堵しているところでございます。しかしながら、全国には度重なる被害を受けた地域も多くあり、心からお見舞いを申し上げます。次第です。

我が町といたしましては、日ごろからの準備を怠りなく地域防災、危機管理に万全を期して取り組む所存でございますので、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の議案におきましては、一般会計補正予算及び工事請負変更契約の専決処分の承認と1件の工事請負契約の締結、4件の指定管理者の指定についての7件を提案するものでございますので、慎重審議をお願い申し上げ、招集にあたってのご挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、承認第15号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。

歳入歳出予算の補正額は、2,100万円の追加でありまして、補正後の予算額を179億741万3,000円といたしました。

補正の主な内容は、先般10月22日に執行されました衆議院議員総選挙に係る費用を追加させていただきました。

次に、承認第16号の「工事請負変更契約の締結〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕の専決処分について」であります。隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事において、建屋の基礎地盤改良工事を追加実施するため契約金額を増額する必要が生じたので、10月2日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、議第92号の「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その1）工事〕」についてであります。去る10月18日、14者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額9,882万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第93号から議第96号の4件の議案につきましては、「指定管理者の指定について」の議案であります。

まず、議第93号から議第95号についてであります。本町が設置しております公の施設の管理運営を、指定管理者に行わせることとし公募したところ、「隠岐の島町滞在型宿泊施設及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設」、「隠岐の島町宿泊研修施設及び隠岐の島町簡易宿泊施設」につきましては、それぞれ1団体、また「隠岐の島町交流宿泊施設」につきましては3団体から応募があり、全ての応募者が、初めて指定管理を希望する団体であることから、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会」を開催し、提案書に基づくヒアリング等を実施した結果、当該団体において適正な管理が見込めると判断し、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第96号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕」につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

これらの議案につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、7件の議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時40分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時40分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 9時53分 ）

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

まず、始めに承認第15号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」、何かございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、承認第16号「工事請負変更契約の締結〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕の専決処分について」、ございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第92号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成（その1）工事〕」について、何かございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第93号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町滞在型宿泊施設及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕」について、何かございませんか。

4番：石橋 雄一 議員

○4番（石橋雄一）

この経営計画がおそらく出てきていると思うのですが、今までずっと問題だったのは冬場のお客さん、閑散期に入る時の対応について。これが一番ポイントかなと思うのですがけれども、ここの部分、経営計画上どういうふうに説明されているのか。その辺ちょっと聞きたいのですけど。

○番外（観光課長 吉田 隆）

この施設につきましては皆さんご存知のように、ファミリー向けのつくりになっておりますので、そういう方々をターゲットに絞ってお客を集めていく、集客を図っていくという

ことで確認をしております。

インターネットを取りあえず使いますが、細かな、何と言うか広く募集するのではなくて、ピンポイントで狙っていくというふうに聞いております。

○4番（石橋雄一）

冬場についてもピンポイントでやることによってある程度、集客を図るという意味でよろしいですか。

○番外（観光課長 吉田 隆）

はい。そういうつもりでございます。

○4番（石橋雄一）

はい。分かりました。

○議長（石田茂春）

ほかに、ございませんか。

10番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

さっき説明があったけど、このイコールの、今度やる人がここの社長の池田 誠さん。

○番外（観光課長 吉田 隆）

はい。代表取締役 池田 誠さんでございます。

○10番（平田文夫）

この会社の経営理念と経営ビジョンをちょっと教えてよ。

○番外（観光課長 吉田 隆）

事業計画の中からの抜粋でございますが、「地域住民の物心両面の交流と隠岐の島町の大自然の中で良質な余暇と保養を図ることを運営の目的とし、地域の魅力を最大限に活用した経営を目指しております。」という事でございますので、これが理念だと思います。

○10番（平田文夫）

いや、それはこの企業の経営理念じゃないでしょう。私は企業の経営理念を聞いているわけです。

ちゃんと審査するに当たっては、あなた方は「審査した。した。」と言うわけだが、ただ企業というものの中身をしっかりと知るためには、何を審査しなければって、そこにはこの企業はどういうふうな貢献をしているかということに対しては、地域ビジョンを掲げているわけだわね。要するに人口を増やすんだと、今の地方創生が求めている。そういう取り組み

をしようとしている。ここが経営をしているわけですよ。だから、そこら辺のことを踏まえて、ちゃんと審査するんだったら隠岐の島町に利益がもたらされる、貢献していただける、そういうふうなちゃんと審査をするべきなんですよ。だから、そこら辺のことを踏まえれば、ここが35人の社員でしょう。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

すいません。会社全体のことは現在分かりません。また、ご回答したいと思います。

○10番（ 平田 文夫 ）

それで、そのグループ、トラベルシリウスがあるわけでしょう。そのトラベルシリウスの代表者も池田 博昭さんですよ。これは姻戚関係になるのですか、そこら辺はどうですか、調べてないですか。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

はい。池田 誠さんのお父様にあたると思います。

○10番（ 平田 文夫 ）

そこまで調べるやったら、企業というものはどういうふうな運営をして、そのためにはどういうふうな理念を掲げて社員教育をしているかということをやちゃんと調べて、その上において要するに結果はどうなんだという取り組みをせないかとちゃうん。

今後、こういうふうなことをやるのだったら、本来なら島内でそういうふうな業者が生まれるようなことをするために、あなた方は育成していかなければいかん。本来、売却ということは一番やはり行政としての取るべき道やけども、やっぱりそういうことも踏まえて、今後この業者が頑張れば、頑張るほど島内業者が体力を失うような状況になるやも知れませんので。その辺のことも踏まえて、やはりバランスのとった運営をしてもらおう。で頑張ってもらおうということをしっかりやるべきだと思いますので、まあそれ以上聞きませんが。ちゃんとやるんだったら、いろんなそういうふうなことを。やはり民間というものは、そういうふうなことで動いているわけですから。よろしくお願ひしたい。

○議長（ 石田 茂春 ）

大庭副町長なんかありますか。コメント。

○番外（ 副町長 大庭 孝久 ）

今、議員さんの言われたこと大変重要なことだと思いますので、これからの指定管理者が決定すれば、連携を取りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（ 石田 茂春 ）

8番：安部 大助 議員

○8番（ 安 部 大 助 ）

一件だけ教えてください。

今回、第三セクターの運営から新たに指定管理の制度で応募したんですが。指定管理の制度で運営するのに当たって町として、例えば今回応募があった3者の方々とどういう連携、あるいはそういった例えば助言なり、そういったものが町としてどう考えられているのか教えてください。

○番外（ 観光課長 吉 田 隆 ）

それぞれの施設が我が町の大切な宿泊施設でありますので、その意味を十分にご理解いただいて、ここが観光振興の拠点にもなりますし、人材育成であったり、雇用の場ということでご認識いただきたいと思っておりますので、その辺の連携をしっかりと、例えば都万地区、五箇地区でございますが、それぞれが連携をして協力しながらやってほしいということをお伝えしたいと思います。

○8番（ 安 部 大 助 ）

第三セクターの時も連携の部分では、やはり課題があると、議会の方からもしっかりと今のアイランドの方にも町として、筆頭株主としても経営の方に助言するということをおっしゃったのですが、それをせずに来たという反省点もある中で、やはり今回、新たに指定管理者を選ぶに当たっては、町としてもこれからどう係わっていくのかということをおっしゃり、そういったものにちゃんと書いて、そして議会に一つの資料として渡して、それを踏まえて今回指定管理者とやって行きたいということを本当はすべきだと思うのですが、如何ですか。

○番外（ 観光課長 吉 田 隆 ）

今回ご決定をいただくと、それぞれ来年4月からは管理をしていただくわけで、そこに当たっては当然「契約書」を結びます。それと毎年、年度契約を結びます。そういう中で確実にそのことは、様々な事を確認していきたいと思っております。そして、当然リスク分担もありますので、第三セクターの時とは違う厳しいリスクがあるということをおっしゃり、ご確認していきたいと思っております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

はい。分かりました。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

ほかに、ございませんか。

12番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

今回の指定管理は株式会社あいらんどが解散をするという後の対応の仕方ということで、私は理解をしておりますが、本来なればこれは行政がやる仕事ではないと私は思いますよ。

先ほどの課長の答弁の中にも、「我が町の重要な施設」と言うけれども、私はいつまでも、いつまでもこれを抱えるべきではないと思います。

本年の予算でも見ても分かりますように、ホテルMIYABIもひっくるめてポートプラザ、海音里の改修工事に1億5,000万円使っているのですよ。修理をして、そして指定管理料を出してお願いをする。こういったことはもう早く止めないといけないと。だって民間のホテルの人はそれだけ頑張っているのですよ。普通から言うとこれは「民業圧迫」ですよ。

ですから、この5年間の指定管理の中で出来るだけ早くこれを売却するなり、譲渡するなり、そういったことを考えないとこれからの隠岐の島町の財政状況を見たときに、役場を建てる、ペレットも大きなお金が掛かる、こういう状況を見たときには、やはり行政がすべきことと、もうこれは行政の仕事ではないということは、もう早く結論を出さないといつまでもいつまでも観光客のために、こうこうということではなしに、それよりももっと地域住民のために何するかということをお考えのべきだというふうに思います。

まあそういう時期だと思いますので、町長の「三つの良かった」これが生きるような方向へ是非、全体で検討していただきたい。このことを要望しておきたいと思いますが、町長どうですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員のご指摘、お考え、十分理解しております。本日もご決定いただくならば、5年間の指定管理期間でございます。まずは我々、皆さん方に指定管理施設のことをお願いした時に「雇用の場の確保」「宿泊キャパの確保」これらを一番に考えていきたいということをお申し上げております。

まずはそこから始まり、民間のこの指定管理者の方が努力し、どんどん頑張っていたければ当然、指定管理の見直しもございまして、その部分で支援はしていき、金額で支援することはありません。これは最初にお約束をいたしましたので。ただ、出来る限りの側面的な支援はしていきたいと思っておりますし、最終的には議員のおっしゃることもひとつの検討の中には入っていかねばならないと感じておりますので、ご理解をお願いします。

○12番（高宮陽一）

もう一点だけ。

今日の説明の中に、今回受ける業者の方が大変意欲があるということですから、意欲があるなら売却なり、譲渡なり、これ直ぐ考えるべきだと。やっぱりそういう方法は向くべきだと思います。よろしく対応していただきたいと思います。

○議長（石田茂春）

議第93号はいいですね。

（「なし」の声を確認）

次に、議第94号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町宿泊研修施設及び隠岐の島町簡易宿泊施設〕」について、何かございませんか。

4番：石橋雄一 議員

○4番（石橋雄一）

この構成メンバーを見ると、また先ほどと同じ質問をしたいのですが、冬場の経営計画についてきちんと立てて、これをクリアーできる内容になっていたかどうか。その辺を確認したいですが。

○番外（観光課長 吉田 隆）

この団体は先ほど説明したように、まだまだ実績がありませんので「本当に大丈夫か」という事を心配されると思いますが、このメンバーの皆さんがそれぞれ強力なネットワークを持っているのはよく分かりました。そのネットワークをうまく使って、人的に上手くお客さんを誘導して行くということが感じられました。また、幸いにも現在、ホテル海音里の方が若干ではありますが黒字状態が続いています。それがどうやって黒字になったのかということも彼らも研究しておりまして、やはり団体を大手エージェントに任せるのではなくて、個人のお客さんを誘導して行くということが重要だということも認識されていますので、その点で進めていくと思っております。

○4番（石橋雄一）

まあその辺をやられても、隠岐の地形的な特徴から言うとホテル経営というのは凄く難しく、やはりそういう専門的な知識が必要だと思うので「監視」していくというか、93号の2番でも同じことが言えると思うのですが「注視」してみていかないと、また赤字が嵩むようなことになりはしないかという気がどうもするのですが。それについては如何ですか。

○番外（観光課長 吉田 隆）

当然、冬場は苦戦するというのは予測しております。その分、上半期にしっかり頑張ってくださいというのをもひとつだと思います。

そして苦戦する冬場については、当然、指定管理料を見直すということも念頭に置いてますので、そこはしっかり協議して計画を作っていくたいと思っております。

○4番（石橋雄一）

はい。分かりました。

○議長（石田茂春）

ほかに、いいですか。

10番：平田 文夫 議員

○10番（平田文夫）

議決を求めるのに「予定」とか、そういうもので議決を求めたら駄目でしょう。こういうふうにやりますから議決してくださいと。これは「予定」と入っているから、資本金も予定。そういうことでは、やはり議会として、「登記申請する予定」とか、そういうものを「はい、そうですか。」と言うわけにいかないでしょう。

○番外（町長 池田高世偉）

はい。おっしゃるとおりでございますが、この指定管理の公募要件につきましては、2名以上の団体、それは登記法人というようなことを限定しておりませんので、任意団体で十分資格がございまして、その中で委員会の方で選定させていただいて提案しております。

この部分「予定」と書かせていただいたのは、我々なりにこういった任意団体が更にこの施設をやるために法人化しますよと言う、よりいい意味で書かせていただいたところでしたが、多少、違いもございました。そういった意味で任意団体で選定をさせていただいた。今後、やる気がある中で法人化を目指しておりますということをお伝えしたかったということで、ご理解いただきたいと思っております。

○10番（平田文夫）

こういうものは表に出ないようにしないと。

それと、もう一つ、なぜ「GOKA 温泉」含めない。私はこれは良い機会だと思っているわけ、ということは何でかと言うと、隠岐の島町には高齢者がたくさんおるわけだから、それを閑散期に温泉に入ってもらってホテルで一泊して御馳走食べてという、そういう連携を保って運営していくことはまさに、それは地域の高齢者をお願いして営業をかけらいいわけ。そして閑散期が解消されるわけ。そういうふうな発想をもって、お荷物になっている「GOKA 温

泉」を運営していくんだというような発想がなぜ生まれないのか。そこら辺を聞かせて、誰でもいいよ。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

この団体の事業計画の中に「地域資源を有効に使っていこう」という中で、この「GOKA 温泉」についても書かれています。どういうふうな形で連携していくかという細かな分はまだありませんが、是非、「GOKA 温泉」を使っていきたいというのがありますので、そこは我々も協力しながら練っていきたいと思っております。

○10番（ 平田 文夫 ）

高齢者が満足をして一夜を過ごすというようなことを考慮に入れて、要するに高齢者が喜んで御馳走食べて帰っていく、例えば民謡協会等いろいろお願いすればいいじゃないですかイベントを、そういうことを踏まえて運営ができるようにサポートするのもあなた方の仕事だと私は思っている。お金ばかりじゃないわけだから、知恵も授けてやるんだというぐらいな、あなた方がちゃんと学んでやってくださいよ。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

ありがとうございます。五箇の資源というものを大分書かれていますけども、先ほどの温泉以外にも人も財産だということで、先ほど議員さんおっしゃられた「民謡」もうまく絡めていこうという計画もあります。そういう「人」や「物」や「場所」、いろんなものを使っていきたいということで、今までになかった“良さ”を見いだしていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（ 石田 茂春 ）

いいですか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第95号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町交流宿泊施設〕」について、何かございませんか。

4番：石橋 雄一 議員

○4番（ 石橋 雄一 ）

先ほど来の質問を繰り返したいのですが、説明ではかなり緻密な数字が組みあがって説明があったというふうにお話を伺っていますが、その緻密に積みあがっているところで参考になるような案があったのかどうか。冬場の対策ですね。あれば聞かせていただきたいです。

○番外（ 観光課長 吉田 隆 ）

先ほどと少し似てますが、やはり冬場は苦戦するというふうにはらんでおります。その分、上半期しっかり頑張るといふこともありますし、この「羽衣荘」の施設の特色からいって地域の皆さんの冠婚葬祭の重要な場所だということも認識しておりますので、当然、法事とかそういうものもしっかり受けていく、または忘年会、新年会そういうものもしっかりと受けていくという意気込みを感じられました。

○議長（石田茂春）

ほかに、ございませんか。

（「なし」の声を確認）

○議長（石田茂春）

次に、議第96号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕」について、何かございませんか。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾 幸太郎）

所管ということで二点質問したいのですが、今回、選定委員の中に2名民間の委員さんが入られたということで、個人的にはまだ選定委員7名のうち2名であと5名が庁舎内の課長で構成されているということで、これが少なくとも半々ぐらいには、まあ民間の委員さんを入れるべきかなというふうにも思いますが、これは委員会の中でも観光課長の方にも指摘したことなんです、今後、民間委員を増やす意向とか、考えとかあるのかどうか、まず一点、ちょっと聞かせてください。

○番外（総務課長 八幡 哲）

指定管理者の選定委員に関する規則を本年9月に改正をさせていただきました。従前は委員総数は10名以内、そのうち9名が庁内の課長のあて職で、その他1名が町長が指名する民間の方という状況でございましたので、今回改正によって委員総数は8名以内とさせていただきました。今回から指定する課長については、総務・企画・定住・教育委員会総務課長、その4名とあと1名は指定管理を担当する課長の5名を庁の課長と、残りの3名について民間の方からというふうには今回規則を改正させていただきました。

今回のところは、その3名のうちの2名をそれぞれの銀行の支店長さんをお願いをしたということで、従来の1名から枠は3名に広げて、民間からの意見も十分取り入れていこうということで、今回改正をさせていただきました。以上です。

○6番（西尾 幸太郎）

今回、民間で銀行の支店長さん2名が入っていただいたことで、大きなメリットもあったということも聞いております。3名と言わずに今後、是非、検討していただいて、その辺りの民間の専門的知見を持った委員の配分が多くなるような形で是非、考えていただきたいと思うのですが、その辺り、町長のお考えをちょっと聞かせていただきたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほど総務課長から説明申し上げましたように、皆さん方のご指摘も含め今回の選定委員会から改正をしました。現段階ではこの形を行っていきたいと思っておりますが、その中でやはりご指摘のとおりまだまだと言うことがあれば、即、改善をかけていきたい。そのような形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

二点目ですが、今回の指定管理者の募集をかけた施設のうち油槽所も含めたら3施設になりますけども1者しか応募がなかったと。観光関係の2施設に関しては、評価の点数の資料も出ているので見ているが、2者とも総配点のうちの獲得点数が70%以下ということで、本来であるならば今回は見送って二次募集、三次募集をかけて、更に計画をブラッシュアップして再応募していただくというふうな形を取るべきなのかなと個人的には思うのですが、今回は時間もないということなので、それぞれ1者ずつで指定管理していただきたいということだと思うのですが、その辺りの総得点をどこまで認めるのか、認めないのかという基準というものがあるのかどうか、教えてください。

○番外（総務課長 八幡 哲）

今回、1者だけの応募の場合につきましては、先ほど議員70点と言われましたけども、この選定委員会の中で内々に6割以上はという一応の目安を持ちながら、点数については目安を持ちながら、その後はその中の委員の意見によって今回は選定をしたところです。

○6番（西尾 幸太郎）

なかなか施設毎に基準を変えてというのは難しいかも知れませんが、今回の施設のような冬場なかなか売上げが上がらなくて指定管理料の方で何とか調整をしていくというふうな施設に関しては、やはり基準の60%しか満たしてないような計画で指定管理を出すということは、なかなかリスクも大きいのかなというふうにも感じます。この辺りは是非、検討していただきたいですが、やはり70%、75%ぐらいの精度の計画でないと指定管理には出さないというような基準も今後見直すべきかなというふうにも思いますが、その辺りもちょっと考え方をお聞きしたいと思えます。

○番外（ 総務課長 八 幡 哲 ）

議員おっしゃるように、また今後もこういった選定委員会がございますので、ある程度の方針がぶれないようにまた中で話をして調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

ほかに、ございませんか。

9 番：前田 芳樹 議員

○9 番（ 前 田 芳 樹 ）

一点だけ確認させてほしいと思います。

これまでの経過としてですね、島内の技術者を養成して何れ島内従事者に業務を担わせるという方向性が今まで説明されておりましたけども、これはどうなってしまったのでしょうか。島内技術者の養成が全くなされてこなかったということでもあるのでしょうか。そこを確認させてください。

○番外（ 企画財政課長 渡 部 誠 ）

油槽所につきましては、開設以来、当所の指定管理でございました。現在もそうですが、株式会社あいらんど、その部分で請け負ってその中で経営していくうちに島内で技術者を育てる考え方でスタートしたものでございます。

スタートした中でもう 7 年、8 年ですかなっておりますが、実際にはそういった全体の部分でまとめる職員というのは正直育ってなかったのかなと思っております。この油関係につきましては「安心・安全な供給」ということが大前提でございます。

このニヤクコーポレーションという所は、全国展開をしている大きな会社でもございますし、実績もございます。そういった観点から相対的な部分での指導・管理はやはりそういった技術を持った事業所がやるのが良いのではないかとということで、ただ、本町における油槽所で勤務をしていただく方につきましてはタンクローリーとか、場内の管理とかいったそういった部分につきましては、本町の住民を出来るだけ雇用していただきたいというところで、現在 5 名おりますがその内の 4 名は本町の雇用というような格好で経営していただいているところでございます。

ただ全てをとということになると、なかなか難しいところがありますが、現在の町の考え方は「安心・安全な供給」ということを大前提に、そういった管理の下、そこで働く人間、雇用の部分につきましては町の住民ということで進めさせていただいているところでござい

す。よろしくお願いします。

○9番（前田芳樹）

それでこのことはみすみす、その資金と利潤がですね。島外流出することと、5人の従業員のうち4人雇っているから良い状況でもあるけれども、町内の雇用機会を失ってはいけませんですね。

この技術者というのは、消防署OBの再雇用先にもなり得るわけであって、この点で技術者養成を更に一段と進めなくてはいけないのではないのでしょうか。そして、以前から説明をしてきた方向性をここで変更するということでしょうかね。要するに島内従事者に担わせるという方向性をここで変更せざるを得ないということでしょうか、その点をちょっと聞かせてください。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

はい。先ほども言いましたように、現在のところ今の体制で進めていきたいというふうな考えでございます。

○議長（石田茂春）

いいですか。（前田議員「はい」）

ほかに、ございませんか。

16番：福田 晃 議員

○16番（福田 晃）

ちょっと町長にお尋ねします。

さっき指定管理者の選定委員のことで、確か9月にこういうやり方でやりたいということ皆さん理解したわけです。ある議員が「これおかしいことないか。」と言ったら、またそれも考えますと言ったけど、やっぱり「これでいく。」と言ったら、ぴしゃっと方針を出したわけだから、ちょっと言われたら・・・、私としては執行部の姿勢に疑いをもちたくなる。やはり議会を通してやったら当分の間はこれでやって、いよいよおかしいことがどんどん出てきたならまた検討しますでもいいけど、そこやるなり「はいはい。言うこと分かりました。」と、こういう答弁は如何なものかと思えますよ。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員、大変申し訳ないです。議員おっしゃったとおり、私は答弁させていただいたところでございますのでご理解をお願いします。

○16番（福田 晃）

それなら、いいです。

○議長（石田茂春）

ほかに、ございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時31分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時31分 ）

○議長（石田茂春）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時50分 ）

日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の承認第15号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」から、議第96号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕までの7件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の承認第15号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について」から承認第16号「工事請負変更契約の締結〔隠岐の島町木質ペレット製造施設建築工事〕の専決処分について」までの2件を一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、承認第15号から承認第16号までの2件は原案のとおり承認されました。

次に、町長提出議案の議第92号「工事請負契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その1)工事〕」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議第93号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町滞在型宿泊施設及び隠岐の島町コミュニティ・アイランド施設〕」についてから議第96号「指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕」までの4件について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第93号から議第96号までの4件は原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終ります。

ここで予算執行に係る「使途不明金の究明」について、村上三三郎議員から「緊急質問」の申し出がありました。

村上三三郎議員の「緊急質問の件」を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

村上三三郎議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

起立「少数」であります。

よって、村上三三郎議員の「緊急質問」は許可できないことに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成29年第4回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 宣 告 10時53分)